

消費者庁 同時発表

平成 27 年 6 月 23 日

株式会社ニッセンが輸入・販売した折りたたみテーブルのリコールが行われます (製品回収・返金)

株式会社ニッセンが輸入・販売した折りたたみテーブルについて、当該製品を移動させた際、天板が落ちてきたため手で支えたところ、金具部に指を挟み負傷した事故が発生しました。

当該事故情報は、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づく「重大製品事故」として報告を受け、ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として、平成 26 年 9 月 17 日に公表しました。その後、調査結果をもって、平成 27 年 6 月 19 日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として再公表しました。

当該事故の原因は、当該製品の高さは、高さ調節ギヤーと脚部調節パイプが噛み込んでいる状態を自重のみで維持しており、この状態を固定する機構がないために、脚部調節パイプが高さ調節ギヤーから解除され、天板が下がると同時に高さ調節ギヤーの最下段側に移動して事故に至ったものと推定されるが、使用者が天板を動かした際に上向きの力が加わった可能性もあり、そのことも事故発生に影響したものと考えられます。

株式会社ニッセンでは、事故の再発防止のため、本日より、対象製品について製品回収・返金を実施します。

経済産業省では、対象製品をお持ちの方に対し、事故の再発防止のため、製品回収・返金を受けるよう注意喚起を行ってまいります。

1. 事故事象及び再発防止策について

(1) 事故事象について

株式会社ニッセンが輸入・販売した折りたたみテーブルについて、当該製品を移動させた際、天板が落ちてきたため手で支えたところ、金具部に指を挟み負傷した事故が発生しました。

当該製品について、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項に基づき報告された重大製品事故は、本件のみです。(管理番号:A201400355)。

当該事故の原因は、当該製品の高さは、高さ調節ギヤーと脚部調節パイプが噛み込んでいる状態を自重のみで維持しており、この状態を固定する機構がないために、脚部調節パイプが高さ調節ギヤーから解除され、天板が下がると同時に高さ調節ギヤーの最下段側に

移動して事故に至ったものと推定されるが、使用者が天板を動かした際に上向きの力が加わった可能性もあり、そのことも事故発生に影響したものと考えられるものとして調査を終了し、この結果を公表済みです。

(2)再発防止策について

株式会社ニッセンは、事故の再発防止を図るため、本日(6月23日)より、同社ホームページで公表、消費者へは書面を送付後、電話連絡をし、対象製品の製品回収・返金の受付を開始します。

2. 対象製品、製品概要、外観

(1)対象製品

製品名 : フリーテーブル

管理番号: 1326-7971-111・112・113(ナチュラル)

1326-7971-211・212・213(ブラウン)

1326-7971-311・312(白)

(2)対象製品の概要、外観

対象台数: 4,044 台

販売期間: 2008 年 1 月～2009 年 12 月

製品外観



3. 事業者の対応

製品回収・返金を行います。

4. 事業者の告知

ホームページへの掲載

消費者へ書面送付、電話連絡

平成 27 年 6 月 23 日(火)

平成 27 年 6 月 23 日(火)から開始

5. 消費者への注意喚起

上記の対象製品をお持ちの方は、下記問い合わせ先に速やかに御連絡ください。

6. リコール対象製品に関する問い合わせ先

＜連絡先＞

株式会社ニッセン お客様サービスセンター

電話番号：フリーダイヤル 0120-919-132

受付時間：平日／日・祝日 午前9時～午後9時

(本発表資料のお問い合わせ先)

商務流通保安グループ製品安全課

製品事故対策室長 藤沢

担当：水野、植杉

電話：03-3501-1511(内線：4311)

03-3501-1707(直通)

■当該リコールにかかる消費生活用製品の重大製品事故

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201400355	平成26年8月21日	平成26年9月12日	折りたたみテーブル	フリーテーブル 1326-797-111	株式会社ニッセン (輸入事業者)	重傷1名	当該製品を移動させた際、天板が落ちてきたため手で支えたところ、金具部に指を挟み負傷した。 調査の結果、当該製品の高さは、高さ調節ギヤーと脚部調節パイプが噛み込んでいる状態を自重のみで維持しており、この状態を固定する機構がないために、脚部調節パイプが高さ調節ギヤーから解除され、天板が下がると同時に高さ調節ギヤーの最下段側に移動して事故に至ったものと推定されるが、使用者が天板を動かした際に上向きの力が加わった可能性もあり、そのことも事故発生に影響したものと考えられる。	東京都	平成26年9月17日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表。 調査結果をもって平成27年6月19日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として再公表したもの。 平成27年6月23日からリコールを実施